

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年7月 4日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年7月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	設備パトロールにおいて、原子炉建屋付属棟地下1階 南西階段室上部の非常用ディーゼル発電設備室オイルドレン系サンプ配管貫通部より毎秒2滴の滴下(汚染無し)があることが認められたため、貫通部と屋外の状況を確認し、当該漏えい箇所を点検・修理。	G III	
2	4号機	高圧電源車月次点検において、停車後、再度発車しようとしたところ、ギアが切り替わらず走行不能となり、車体から異臭等の発生が認められたため、当該電源車を点検・修理。	G III	H24.7.5再審議にて グレード変更 G II→G III
3	その他	平成23年3月分「固体廃棄物処理状況報告書」において、震災に伴い紛失した環境施設G分「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」を加算せず作成し、記載本数が過少に報告されていたことが認められたため、当該報告書を再作成。	G III	